

令和3年度

定期・行政監査結果報告書

健康推進部・市民医療センター

所沢市監査委員



所 監 第 65 号

令和4年 2月15日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様

所沢市議会議長 大 舘 隆 行 様

所沢市監査委員 渡 邊 豪

同 三 上 昌 美

同 末 吉 美帆子

同 入 沢 豊

定期・行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期・行政監査を所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

定期・行政監査

第2 監査の対象

健康推進部（保健医療課・国民健康保険課・健康管理課・健康づくり支援課）

市民医療センター

第3 監査の目的

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

第4 重点監査項目

監査の実施に当たり、重点監査項目を次のとおり設定した。

1 健康推進部

- (1) 事務管理体制（郵送時の相手先確認）
- (2) 事務管理体制（個人情報管理状況）
- (3) 収入・支出事務（現金の取扱い、正確な金額・適正な科目による入出力）
- (4) その他監査委員が必要と認める事務事業等

2 市民医療センター

- (1) 収入・支出事務（正確な金額・適正な科目による入出力）
- (2) その他監査委員が必要と認める事務事業等

第5 監査の範囲及び対象事項

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの財務に関する事務及びその他の事務事業の執行

第6 監査の期間

令和3年10月14日から令和4年2月15日まで

第7 監査の方法

重点監査項目を設定し、試査又は精査による監査を実施した。

また、対象部署の長に対し提出を求めた資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、疑問点等を対象部署に確認した。

さらに、令和3年11月17日に関係職員から説明聴取を行うとともに、物品等調査及び施設調査を行い、実査による検証確認を行った。

なお、施設調査を実施した施設は、保健センター及び市民医療センターである。

第8 監査の結果

1 健康推進部

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

なお、今後検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

(1) 要望事項

①後期高齢者医療保険料の算定について

令和3年度後期高齢者医療保険料の算定について、システム改修に不備があったため176件の算定誤りが判明し、修正対応をした。

今後は、各段階でチェック機能が十分働く体制を構築するよう努められたい。

〔国民健康保険課〕

2 市民医療センター

監査の対象となった事務事業については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、指摘事項については、必要な措置を講じたとき、所定の様式で、その旨通知されたい。

また、今後検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

(1) 指摘事項

① 予算を伴う要領の制定について

所沢市市民医療センター新型コロナウイルスワクチン集団接種事業助手設置要領について、施行年月日の令和3年4月1日時点では、予算上の措置が行われていなかった。

地方自治法第222条第2項では、「(略)規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない」とされている。

今後、要領等の制定に当たっては、予算上の措置について十分に留意し、適正に行われたい。

(2) 要望事項

①被服の規程等について

白衣等の被服の貸与に関する規程等が定められていなかった。

白衣等は、職務の執行上必要な被服と考えられるので、規程等の制定について検討されたい。